



第428号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集 松村光惟  
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717・5910  
定価 1部 60円

### 第2回危険物取扱者試験

## 10月10日、工大で

消防試験研究センター大阪府支部では、平成元年度第2回危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

- ▷試験日 10月10日(祭) 午前 乙種4類  
午後 甲種、乙種1~6類、丙種
- ▷試験場 大阪工業大学(大阪市旭区)
- ▷願書受付 9月7日(木)、8日(金)
- ▷受付場所 大阪府職員会館

### 準備講習受付は9月4日から

受験準備講習は、乙種4類及び丙種について、大阪、堺茨木、守口及び十三会場で別掲のとおり行なわれる。

**訂正** 7月号8頁掲載の、養成講習案内記事  
中、守口消防署の受付時間が誤って  
いました。お詫び申し上げ次のとおり訂正します。  
守口消防署 9月5日(火) 午後2:00~4:00

### 第1回の試験結果

## 乙種4類で32.0%

大阪府では平成元年度危険物取扱者試験を、6月11日と6月18日に、府立大学で実施したが、その結果が次のとおり発表された。

	受験者	合格者	合格率
甲種	321	140	43.6%
乙種4類	4844	1533	32.0%
丙種	3314	1709	52.0%

ちなみに、本会の講習受講者の合格率は、大卒で80%、乙免で33%、併せて69%、乙種4類は53%、丙種は78%であった。

## 保安講習

秋には大阪、和泉、高槻などで

平成元年度大阪府危険物取扱者の保安講習は、7月6日からはじまっているが、9月、10月、11月の日程は次のとおりである。

- タンクローリー関係
  - 9月2日(午後) 大阪府トラック会館(大阪)
  - 10月4日(午後) 大阪市消防学校(東大阪)
  - 10月12日(午後) 臨海センタービル(堺)
- 給油取扱所
  - 10月3日(午後) 大阪市消防学校(東大阪)
- 一般
  - 10月17日(午前) 大阪労働センター(大阪)
  - 〃(午後) 〃(〃)
  - 10月24日(午後) 和泉解放センター(和泉)
  - 10月27日(午後) 守口文化センター(守口)
  - 11月1日(午後) 八尾市消防本部(八尾)
  - 11月2日(午後) 高槻市消防本部(高槻)
  - 11月6日(午後) 吹田メインシアター(吹田)

### ◇申込方法

所定の往復ハガキ(消防署にあり)で希望会場を明記し早急に申込むこと。受講日が決定すると、約2~3週間前に、返信が届き、所定日に正式の受講手続きを必要とする。

## 危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

### 設備の安全を創造する

## ①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市中央区南船場2丁目7番14号  
〒542 (大阪写真会館)  
電話 大阪(06) 271-5588(代)

# 危険物の規制に関する政令等の一部を

## 改正する政令等の施行について (その 6)

(平成元年 3 月 1 日、消防危第 14 号、消防特第 34 号、消防庁次長通達)

### 第 7 施行期日及び経過措置

#### 2 製造所等の位置、構造及び設備の基準に関する経過措置

(1) 総括的事項 (給油取扱所を除く。)

ア 新規対象の施設 (危険物の範囲の見直しに伴い、新たに許可施設として許可を受けなければならないこととなるものをいう。以下同じ。)

ア) 平成 3 年 5 月 22 日までに設置の許可を受けることを要するものであること (改正法附則第 3 条)。

イ) 次の基準に適合するものに限り、平成 2 年 5 月 23 日において現に存する構造及び設備に係る部分について、経過措置の対象となり得るものであること (移動タンク貯蔵所を除く。)。なお、新規対象の施設が当該基準に適合しているか否かは、当該施設の設置許可の申請の際に審査することとして差し支えないものであること。

a 屋内のものにあっては室内が不燃材料で覆われ、開口部には甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられていること、屋外のものにあっては周囲に 1 m 以上の幅の空地を保有する等延焼の防止上有効な措置を講じたものであること等、製造所等の区分ごとに定められた基準に適合していること。

b 平成 2 年 5 月 23 日における指定数量の倍数を超えないものであること。

イ 既設の施設のうち、危険物の範囲の見直し又は位

置、構造及び設備の技術上の基準の改正に伴い、位置、構造及び設備の技術上の基準に不適合となるもの

ア) 危険物の範囲の見直しに伴い、位置、構造及び設備の技術上の基準に不適合となるものについては、平成 3 年 5 月 22 日までは、技術上の基準に不適合の状態が猶予されるものであること (改正法附則第 3 条、第 4 条)。

イ) 平成 2 年 5 月 23 日における指定数量の倍数を超えないものに限り、平成 2 年 5 月 23 日において現に存する構造及び設備に係る部分について、経過措置の対象となり得るものであること。

(2) 製造所の基準に関する経過措置 (改正法附則第 2 条、改正規則附則第 4 条)

ア 20 号タンクに係る基準について、経過措置の対象となるには、当該タンクが鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること (地下にあるタンクにあっては、漏れない構造であること) が条件となること (改正法附則第 2 条第 3 項、第 6 項)。

イ 既設の一般取扱所のうち、危険物の範囲の見直しに伴い、新たに製造所に該当することとなるものは、何らの手続を要することなく、製造所として許可を受けたものとみなされるものであること (改正法附則第 2 条第 10 項、なお、改正法附則第 2 条第 11 項、改正規則附則第 4 条第 3 項。以下「みなし製造所」という。)

(3) 屋内貯蔵所の基準に関する経過措置 (改正法附則第



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号  
〒550 電話 (06) 443-2456 (代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号  
〒547 電話 (06) 707-3341



## 3 条、改正規則附則第 5 条)

ア 屋内貯蔵所(貯蔵倉庫が独立した専用の建築物で、かつ、平家建であるもので、軒高が 6 m 以上 20 m 未満であるもの)で、第 2 類又は第 4 類の危険物以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、平成 2 年 5 月 23 日において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名を変更しない限り、引き続き貯蔵、取扱いができるものであること(改正令附則第 3 条第 2 項、第 5 項)。

イ 屋内貯蔵所(貯蔵倉庫が独立した専用の建築物で、かつ、平家建以外であるもの)に係る基準について、経過措置の対象となるには、平成 2 年 5 月 23 日において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名を変更しないことが条件となること。第 2 類又は第 4 類の危険物(引火性固体及び引火点が 70℃未満の第 4 類の危険物を除く。)以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものについても、平成 2 年 5 月 23 日において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名を変更しない限り、経過措置の対象となるものであること(改正令附則第 3 条第 2 項、第 5 項、第 10 項)。

(4) 屋外タンク貯蔵所の基準に関する経過措置(改正令附則第 4 条、改正規則附則第 6 条)

(5) 屋内タンク貯蔵所の基準に関する経過措置(改正令附則第 5 条、改正規則附則第 7 条)

屋内タンク貯蔵所(タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるもの)に係る基準について、経過措置の対象となるには、平成 2 年 5 月 23 日において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名を変更しないことが条件となること。引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものについても、平成 2 年 5 月 23 日において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名を変更しない限り、経過措置の対象となるものであること(改正令附則第 5 条第 2 項、第 4 項、第 6 項)。

(6) 地下タンク貯蔵所の基準に関する経過措置(改正令

附則第 6 条、改正規則附則第 8 条)

(7) 簡易タンク貯蔵所の基準に関する経過措置(改正令附則第 7 条)

(8) 移動タンク貯蔵所の基準に関する経過措置(改正令附則第 8 条、改正規則附則第 9 条)

(9) 屋外貯蔵所の基準に関する経過措置(改正令附則第 9 条、改正規則附則第 10 条)

危険物の範囲の見直しに伴い、第一石油類となる危険物(引火点が 0℃以上のものに限る。)は、本来、屋外貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱うことができないものであるが、他の第一石油類の危険物を貯蔵し、又は取り扱わず、かつ、平成 2 年 5 月 23 日における指定数量の倍数を超えないものに限り、引き続き貯蔵、取扱いができるものであること(改正令附則第 9 条第 4 項、第 5 項、なお、改正令附則第 9 条第 6 項、改正規則附則第 10 条)。

(10) 給油取扱所の基準に関する経過措置(改正令附則第 10 条、改正規則附則第 11 条から第 13 条まで)

(11) 販売取扱所の基準に関する経過措置(改正令附則第 11 条)

ア 新規対象の第一種販売取扱所の配合室に係る基準について、経過措置の対象となるには、当該配合室の出入口に甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられていることが条件となること(改正令附則第 11 条第 2 項)。

イ 既設の第二種販売取扱所のうち、危険物の範囲の見直しに伴い、新たに第一種販売取扱所に該当することとなるものは、何らの手続を要することなく、第一種販売取扱所として許可を受けたものとみなされるものであること(改正令附則第 11 条第 3 項)。ただし、平成 2 年 5 月 23 日から 3 月以内に市町村長等に届け出ることにより、第二種販売取扱所の許可を存続させることができるものであること(改正令附則第 11 条第 4 項、第 5 項)。

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

# GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目1番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

⑫ 一般取扱所の基準に関する経過措置（改正令附則第12条、改正規則附則第14条）

ア 20号タンクに係る基準について、経過措置の対象となるには、当該タンクが鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること（地下にあるタンクにあっては、漏れない構造であること）が条件となること（改正令附則第12条第1項、第2項において準用する改正令附則第2条第3項、第6項）。

イ 既設の製造所のうち、危険物の範囲の見直しに伴い、新たに一般取扱所に該当することとなるものは、何らの手続を要することなく、一般取扱所として許可を受けたものとみなされるものであること（改正令附則第12条第3項、なお、改正令附則第12条第4項、改正規則附則第14条第3項。以下「みなし一般取扱所」という。）。

⑬ 掲示板の基準に関する経過措置（改正規則附則第15条）

掲示板の表示事項について、平成元年5月23日から3月の経過措置が設けられたが、これは、既設の施設で、危険物の範囲の見直しに伴い、指定数量の倍数が増加するものの所有者、管理者又は占有者が、平成2年5月23日から3月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならないこととされていること（改正法附則第6条）に伴うものであること。

⑭ 消火設備の基準に関する経過措置（改正令附則第13条、改正規則附則第16条）

ア 危険物の範囲の見直しに伴い、消火設備の適応性に関して経過措置が設けられ、既設の施設のうち消火困難なもの及びその他のものの消火設備の設置基準については平成2年5月23日から1年、新規対象の施設及び既設の施設のうち著しく消火困難なものの消火設備の設置基準については平成2年5月23日から2年の経過措置が設けられたこと（改正令附則第13条第1項から第3項まで）。なお、みなし製造

所、みなし一般取扱所及び特例一般取扱所の消火設備についても、同様の経過措置の適用を受けることができるものとされたこと（改正令附則第13条第4項、改正規則附則第16条第2項）。

イ 既設の給油取扱所のうち消火困難なものに係る消火設備の設置基準について、平成元年3月15日から3月の経過措置が設けられたこと（改正規則附則第16条第1項）。

ウ 改正令附則第13条第1項から第3項までの規定に基づいて定められた自治省令は存在しないこと。

⑮ 警報設備の基準に関する経過措置（改正規則附則第17条）

ア 既設の給油取扱所の自動火災報知設備の設置基準について、平成元年3月15日から1年の経過措置が設けられたこと（改正規則附則第17条第1項）。

イ 既設の製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び一般取扱所の自動火災報知設備の設置基準について、平成2年5月23日から1年の経過措置が設けられたこと（改正規則附則第17条第2項）。なお、みなし製造所、みなし一般取扱所及び特例一般取扱所の自動火災報知設備についても同様の経過措置の適用を受けることができるものとされたこと（改正規則附則第17条第3項）。

⑯ 避難設備の基準に関する経過措置（改正規則附則第18条）

既設の給油取扱所の誘導灯の設置基準について、平成元年3月15日から6月の経過措置が設けられたこと。なお、改正令附則と改正規則附則とは、両者が一体となって製造所等に対する経過措置として構成されていることに留意し、その適用にあたる必要があるものであること。

3 その他の経過措置

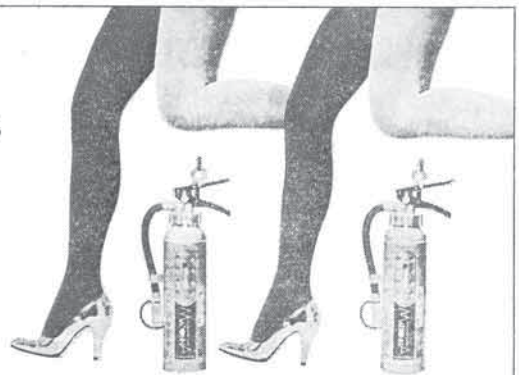
(1) 運搬容器の基準等に関する経過措置（改正規則附則第24条、改正告示附則第2条）

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた  
モリタの消火器  
**MADONNA**  
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタ 島田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351(代)  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



特定の運搬容器の基準について経過措置が設けられたほか、屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所において危険物を容器に収納して貯蔵する場合及び運搬の場合に容器の外部に行う表示について、平成 2 年 5 月 23 日から 1 年の経過措置が設けられたこと。

(2) 改正令及び改正規則の施行前にした行為並びに改正

令附則及び改正規則附則においてなお従前の例によることとされる場合における改正令及び改正規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされたこと（改正令附則第 19 条、改正規則附則第 28 条）。

(おわり)

(6 回に分けて掲載した 14 号、34 号通達は、本号で終了)

## 危険物旋設の事故例

### 反応槽の熱交換器が爆発

昭和 63 年 6 月、愛知県の危険物製造所において、プラントの反応熟成槽の熱交換器が爆発し、約 100 m<sup>2</sup> を焼失する事故が発生した。

#### 〔事故の概要〕

事故発生時、クメンハイドロパーオキシド (CHP) と  $\alpha$ -グミルアルコール ( $\alpha$ -CA) を主原料とし、ジクミルパーオキシド (DCP) を製造するプラントを 5 人の作業員で運転していた。工程中の反応熟成槽において、熟成温度調整を目的とした外部熱交換器 (スパイラル型) のもどり流量計に異常を示す警報が計器操作室で鳴った。このため、作業員 1 名がプラント現場へ出向いた。その直後、熱交換器が爆発し、配管等から噴出した内容物が炎上した。火災により、槽類、ポンプ及び計装機器を含め、プラントの約 100 m<sup>2</sup> を焼失したほか、出向いた作業員 1 名が爆発の火災で火傷を負った。

このプラントで主原料として使用される CHP には、安定剤として、又  $\alpha$ -CA には、反応触媒として、水酸化カリウム (KOH) が使用されていた。従前は、水酸ナトリウムが使用されていたが約 1 ヶ月前に品質向上のため、KOH に変更した。

DCP 製造反応系では、触媒として過塩素酸 (HClO<sub>4</sub>)

を使用しているため、主原料に混入してきた KOH と中和反応を起し、水に溶解しにくい、過塩素酸カリウム (KCLO<sub>4</sub>) が生成した。

KCLO<sub>4</sub> は、反応槽より非水系の熟成槽で、より多く析出し、熱交換器のスパイラル壁に沈着した。KCLO<sub>4</sub> は、HClO<sub>4</sub> と錯体を形成し、HClO<sub>4</sub> の濃縮化が行われた。これらの KCLO<sub>4</sub>、濃縮 HClO<sub>4</sub>、及び半成品 DCP 等の混合により、爆発性混合物が形成され、低温 (42°C) で発熱分解し、事故に至ったと推定される。

#### 〔問題点及び対策〕

- ① 新製品開発に際しては、二次的反應生成物等について、十分な安全性の確認を行うことが必要である。
- ② 爆発した熱交換器の出口側には、流量計が設置され、一週間前から異常が生じていた (過塩素酸カリウムの結晶による目詰りと推定) が、流量調節弁の開閉及び送液ポンプの切換えで対応して事故が発生した。このことから、トラブル発生の際における抜本的な原因の究明が必要である。
- ③ 原料中に苛性カリが混入しないプロセスとするとともに触媒を水酸化ナトリウムに変更する。
- ④ 点検用ステージを設け、熱交換器の分解点検を容易にする。
- ⑤ 熱交換器内部を温水洗浄が簡単にできる洗浄ラインを新設し、閉そくを防止する。
- ⑥ 熱交換器出口温度の記録化及び警報化を図る。
- ⑦ その他。

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
**ヤマトプロテック株式会社**として、  
 大きく、はばたいています。  
 今後ともよろしくお願いいたします。



#### ヤマトプロテック株式会社

東京本社 千108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代)  
 本社 千537 大阪府東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701(代)

■営業品目 ■ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器  
 名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

〈参考〉ジクミルパーオキサイド Dicumyl Peroxide

融点39°Cの固体。市販品には、純度98%以上の高純度品と炭酸カルシウム希釈40%品(粉体)がある。ジクミルパーオキサイドは、1分半減期が171°Cでスチレンなどモノマー重合開始剤として、またポリエチレン、エチレン酢ビコポリマー、EPR、EPDMなど各種オレフィンポリマー、コポリマーや合成ゴムの架橋剤、さらには不飽和ポリエステル樹脂の加熱成形用硬化剤として幅広く使用される。(財団法人危険物安全協会 提供)

消防法危険物第1類過酸化物(指定数量50kg)

インキ製造工場、攪拌釜清掃中に引火

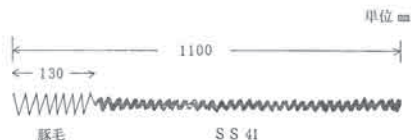
平成元年2月、東京都内のインキ製造工場において、攪拌釜ドレーン内部をブラシで清掃中、引火して作業員が火傷をおう事故が発生した。

〔事故の概要〕

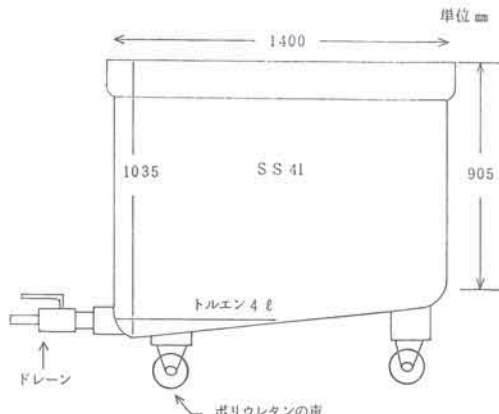
印刷インキを製造している危険物製造所において、従業員A(乙-4有資格者)がインクの攪拌釜(颜料を練り合わせる釜)内を清掃するため、トルエン4ℓを攪拌釜に入れドレーン内部をブラシで清掃中、トルエンのベーパー(蒸気)に引火して火災に至った。

原因はドレーンとブラシ(豚毛、柄は針金状のSS41)の間で生じた摩擦火花が、攪拌釜内に滞留していたトルエンのベーパー(蒸気)に引火し、火災に至ったものと推定される。

なお、従業員Aの着ていた衣服は綿製100%である。



ブラシの状況



攪拌釜の状況

〔問題点及び対策〕

○今後の対応策

- ① 清掃時、摩擦火花が生じない方法、器具を用いるように配慮する。
- ② 作業を行う上でどのような潜在危険があるか従業員に対し、十分安全教育を行い、作業員が安全に対する意識をもって作業するよう指導する。
- ③ 静電気火災も考え、釜をアースする等、帯電しないような処置を講ずる。
- ④ その他

(財団法人危険物安全協会 提供)

給油取扱所のポンプ室より出火

昭和63年11月、東京都内の給油取扱所において、ポンプ設備の気泡除去装置からガソリンが漏洩して火災となる事故が発生した。

〔事故の概要〕

給油取扱所の従業員Aが事務室で執務中、裏の出入り口ドアの窓が赤くなったのを発見し、所長Bに知らせ、Bが

**Hatsuta SUS**

国家検定合格品

DP-10SUS NR-3SUS

**ハイグレード満載!**

ホテル・オフィス・マンション・病院・公共施設などインテリア性を重視する場所に最適

- 粉末-DP-10SUS・20SUS
- 強化液-NR-3SUS・6SUS

**ハツタ・ステンレス消火器**

消火器・消火装置の総合メーカー

**株式会社 初田製作所**

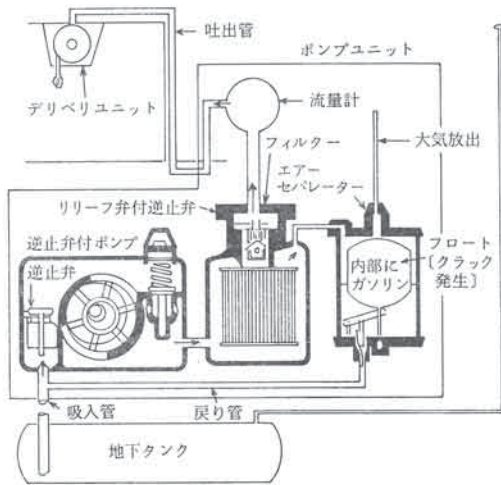
本社工場/大阪府枚方市招提田近3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281ff

大阪支社  
〒555 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎(06) 473-4870

確認したところドアの外のポンプ室前付近が燃えていた。所長Bは直ちに、事務室に設置されていた粉末消火器 2 本で消火した。

なお、119 番通報は、当該給油取扱所裏にある住宅の主婦が行った。

原因はポンプ室にあるガソリン用のポンプ設備（昭和42年製造）の気泡除去装置（エアーセパレーター）からガソリンがポンプ室内に漏洩したため、ペーパーがポンプ室吸気口からポンプ室外部に流出しポンプ室前の水道用ポンプモーターの電気火花に引火し火災に至ったものと推定される。なお、ポンプ室の扉についていた吸気口の引火防止網は一部離脱していた。気泡除去装置から油が漏れた原因は、気泡除去装置内にある黄銅製フロートの一部に亀裂が生じフロート内に油が浸入したためフロートの下部にあるニードルバルブを塞いだためタンクへ油が戻らない状態となり気泡除去装置のエアー抜き孔から油が漏れたものである。（財全国危険物安全協会 提供）



オイル配管系統図

## 横浜国大 学外公開講座

### 「材料の劣化と対策」

8 月 30 日から 3 日間、大阪科学センターで

横浜国立大学工学部では、広く門戸を開放し、専門講座を学外で開設しているが、今年度は本会が後援し、8 月 30 日、31 日、9 月 1 日の 3 日間、大阪市西区の大阪科学技術センターで開催されることになった。

最近、危険物のタンク、埋設配管の腐食漏洩事故が各地で発生しているが、本講座は、材料の腐食劣化と検査・評価並びにその防止対策について、専門の先生が平易に解説される講座である。

1. 会場 大阪科学技術センター
2. 日程

8 月 30 日 (水) 腐食のしくみと対策 朝倉 教授  
埋設配管等の内外面腐食と対策

同上

8 月 31 日 (木) 破壊、破損事故例とその解析 小倉 教授  
金属材料概論 関根助教授

9 月 1 日 (金) 鉄鋼材料の水素損傷事例と対策 山川教授\*  
材料劣化の検出技術 関根助教授  
(終了証書授与)

- ・毎日、午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
- ・\*印山川教授は大阪府立大学工学部

3. 定員 120 名
4. 受講料 8,000 円 (テキスト代を含む)
5. 申込方法 大阪府危険物安全協会 公開講座係  
(電話 06-531-9717) へ電話予約の上申込まれた  
い。(満席になり次第締め切り)

# 消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を  
提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西 4 丁目 2 番 27 号 TEL (06)371-7775(代)  
東京本社 〒113 東京都文京区本駒込 5 丁目 73 番 5 号 TEL (03)944-0161(代)  
神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町 3 丁目 4 番 19 号 TEL(078)681-5771(代)

# 危険物取扱者養成講習ご案内

平成元年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

## 1. 日 時・会 場

種 別	講 習 日	時 間	会 場
乙 種 第 4 類	1 期	9月21日(木)、9月27日(水)	9時30分～16時 大 阪 府 商 工 会 館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
	2 期	9月13日(水)、9月22日(金)	9時30分～16時 大 阪 府 商 工 会 館
	3 期	9月26日(火)、9月27日(水)	10時～16時30分 堺 市 立 勤 労 会 館 (高野線堺東駅ヨリ13分 阪堺線宿院駅ヨリ6分)
	4 期	9月12日(火)、9月13日(水)	9時30分～16時 茨 木 市 商 工 会 議 所 (茨木駅ヨリ約13分)
	5 期	9月18日(月)、9月20日(水)	10時～16時30分 守 口 市 民 会 館 (地下鉄守口駅スグ、京阪守口駅ヨリ5分)
	6 期	9月18日(月)、9月19日(火)	10時～16時30分 淀 川 産 業 会 館 (阪急十三駅ヨリ東へ5分)
	休日コース	9月10日(日)、9月23日(祭) 10月1日(日)	10時～16時30分
夜間コース	9/13(水)、9/19(火)、9/21(木)、 9/26(火)、9/28(木)	17時30分～20時	大 阪 府 商 工 会 館
丙 種	9月28日(木)	9時30分～16時	大 阪 府 商 工 会 館

## 2. 受付期間と場所

受 付 場 所	日 時
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分) 豊中防火安全協会	9月4日(月) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会	9月4日(月) 午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分) 東大阪市西防火協力会	9月5日(火) 午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前) 守口消防署	9月5日(火) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会	9月6日(水) 午前10:00～11:30
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前) 堺防災協会	9月6日(水) 午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号) 財大阪府危険物安全協会	9月11日(月) 午前9:30～午後4:00

## 3. 休日・夜間コースの申込方法

休日(定員100名)、夜間(定員45名)コースは電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

## 4. 受講会費(会費には、各テキスト代を含みます)テキスト不要の場合は、乙種は2,000円減額。

種 別	会 員	会 員 外	備 考
乙 種 4 類	10,000円	12,000円	
休 日 コ ー ス	14,000円	17,000円	もぎテスト実施
夜 間 コ ー ス	12,000円	14,000円	
丙 種	4,000円	5,000円	